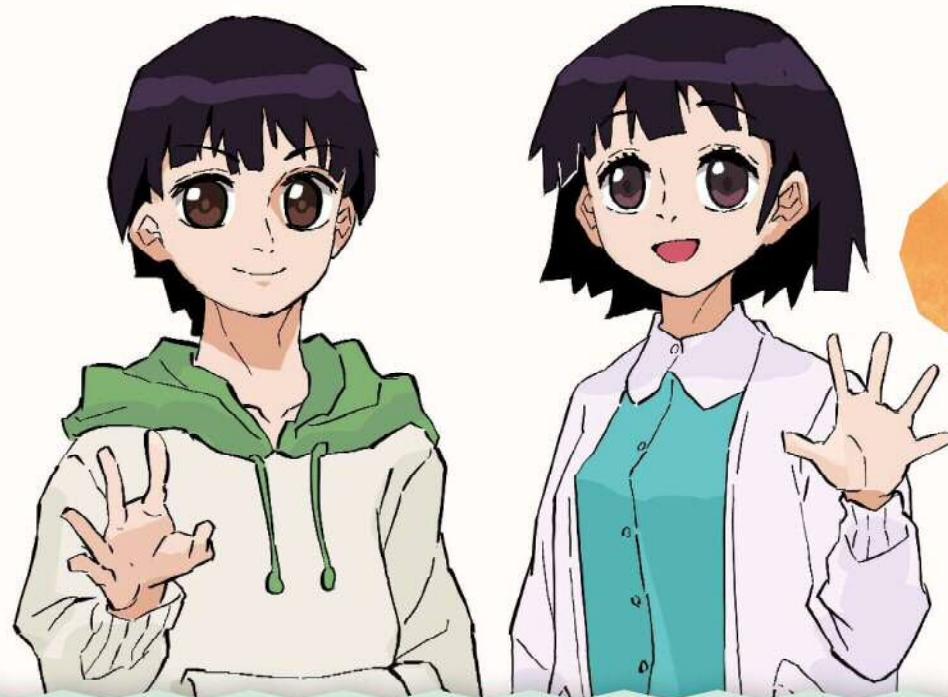


なごや子どもの 権利条例



「子どもの権利」について、
一緒に考えてみませんか？

なごや子どもの権利条例



※QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。

全ての子どもには

子どもの「権利」とは、子どもが幸せになるために守られるものです。

安全に安心して生きる権利

- 命が守られること。
- かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- あらゆる差別を受けないこと。
- 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。
- 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。



一人一人が尊重される権利

- 個人の価値が尊重されること。
- 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
- 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- プライバシー及び名誉が守られること。
- 自分の持っている力を発揮できること。



「権利」があります

子どもは、生まれたときから一人の人間として大切にされ、自由に生きることができます。

のびのびと豊かに育つ権利

- 学ぶこと。
- 遊ぶこと。
- 休息すること。
- 様々な人とふれあうこと。
- 自然とふれあうこと。
- 社会活動に参加すること。
- 多彩な文化活動に参加すること。



主体的に参加する権利

- 意見を表明する機会が与えられること。
- 自分たちの意見が尊重されること。
- 意見を表明するために、必要な情報の提供
その他必要な支援を受けられること。



子どもの「権利」は、あなたにも、友達やきょうだいなど、他の人にもあります。

自分の「権利」が尊重されるのと同じように、他の人の「権利」も尊重しましょう。

大人は、子どもの「権利」を守って、みんなで子どもを支えます

子どもは、いろいろな人に助けてもらえます

(※) 保護者の役割

- ・必要な支援を受けながら、子育てに責任を持ち、子どもを守り育てます。
- ・子どもが安心して育つことができるよう、子どもにとって最も良い方法を考えて、子どもを育てます。

※親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者

地域の人たちの役割

- ・子どもを地域社会の一員と認識し、子どもの育ちを支えます。
- ・子どもにとって安全で安心な地域をつくります。

学校や施設の人たちの役割

- ・子どもが主体的に学び、育つことができるよう支援します。
- ・虐待、体罰、いじめから子どもを守るためにいろいろな人たちと協力します。
- ・子どもが権利について理解し自分の意見を言えるよう支援します。



市

- ・いろいろな人と連携し、子どもに関する施策をすすめます。
- ・大人がそれぞれの役割を果たすことができるよう支援します。

くわしくは右のページ▶

名古屋市はこんな取り組みをしています！

虐待、体罰、いじめ等の防止、相談、救済に取り組みます。



子どもが安心して暮らせるように、子育て家庭を支えます。



子どもの権利について、市民の関心を高め、その普及を図るために広報活動をします。

子どもが

安心して過ごせる居場所や、豊かに育つことのできる遊び場や体験の場をつくります。



子どもが主体的に参加し、意見を表明する機会をつくり、子どもの意見を大切にします。



子どもに関する施策の計画を立て、子どもを支えるための取り組みを進めます。



子どもの権利を守るための相談室「なごもっか」があります。
(くわしくは裏表紙へ)

子どもが自分の権利を信じて、
安心して育つことができるよう、
子どもの権利を守って、子どもの健やかな育ちを
社会全体で支えるまちをつくります。



“子ども”や“子どもの権利”についての考え方

- ・子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。
- ・子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人々に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。
- ・子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することができることができます。
- ・子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。
- ・子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。
- ・子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

(なごや子どもの権利条例 前文より)

※児童の権利に関する条約について、
くわしくはここから読みます



なごや子どもの権利条例の
全ての文章はここから読みます
(PDFファイルがダウンロードされます)



困ったときは「なごもっか」に相談できます

こんなことで困ったことは
ありませんか？

「いじめられる」



「プライバシーが守られていない」



「ゆっくり休んだり
遊んだりする時間がない」



「意見を自由に言えない」



困ったり、悩んだりしたときは相談してみましょう。
まわりの人に助けてもらえます。

くわしくは
次のページ

名古屋市には、子どもの権利を守るために相談室「なごもっか」があります。なごもっかは、みんなが自分の考えや思いを言えるように話を聞き、ともに考え、みんなの気持ちを大切にします。



子どもの権利相談室「なごもっか」
マスコットキャラクター「なごもん」

子ども専用フリーダイヤル

はなしくよ
0120-874-994

会いに来ても、手紙でも 相談できます

〒461-0005
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階



なごもっか
Twitterアカウント
@NagomokkaNagoya

FAX でも相談できます

052-211-8072



なごもっか



(発行 令和4年10月)

名古屋市子ども青少年局企画経理課(市役所本庁舎2階)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL:052-972-3081 FAX:052-972-4437 電子メール:a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp



名古屋市子ども青少年局
Twitterアカウント
@Kodomo_Nagoya